

(新旧対象条文一覧)

○トリブチルスズメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)ニフマレート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)ニ・三ジブロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズメタクリレート共重合物(アルキルアクリレートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズスルファマート、ビス(トリブチルスズ)ニマレアート、トリブチルスズニナフテナート)又はトリブチルスズニシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズニナフテナート)又はナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)の環境汚染防止措置に関する技術上の指針(平成二年九月二十八日付厚生省・通商産業省告示第十号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十七条第一項の規定に基づきトリブチルスズ化合物又は同法施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針</p>	<p>トリブチルスズメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)ニフマレート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)ニ・三ジブロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズメタクリレート共重合物(アルキルアクリレートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズスルファマート、ビス(トリブチルスズ)ニマレアート、トリブチルスズニシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズニナフテナート)又はトリブチルスズニ・二・</p>

三・四・四 a・四 b・五・六・十・十 a―デカヒドロ―七
―イソプロピル―一・四 a―ジメチル―一―フェナントレ
ンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名ト
リブチルスズロジン塩）の環境汚染防止措置に関する技術
上の指針

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年
法律第百十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、トリブチル
スズメタクリラート、ビス（トリブチルスズ）フマラート、
トリブチルスズフルオリド、ビス（トリブチルスズ）ジプロモ
スクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズ
ラウラート、ビス（トリブチルスズ）フタラート、
アルキルアクリラート・メチルメタクリラート・トリブチル
スズメタクリラート共重合物（アルキルアクリラートのアル
キル基の炭素数が八のものに限る。）、トリブチルスズスル
フアマト、ビス（トリブチルスズ）マレアート、トリブチルス
ズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシラ
ート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズナフテ
ナート）若しくはトリブチルスズ一・二・三・四 a・四 b・
五・六・十・十 a―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四 a―
ジメチル―一―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化
合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）又は同法施行令第
五条に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されてい
るものの取扱事業者が環境の汚染を防止するためにとるべき措
置に関する技術上の指針を次のように定め、平成二十二年四月
一日から施行する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年
法律第百十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、トリブチル
スズメタクリラート、ビス（トリブチルスズ）フマラート、
トリブチルスズフルオリド、ビス（トリブチルスズ）ジプロモ
スクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズ
ラウラート、ビス（トリブチルスズ）フタラート、
アルキルアクリラート・メチルメタクリラート・トリブチル
スズメタクリラート共重合物（アルキルアクリラートのアル
キル基の炭素数が八のものに限る。）、トリブチルスズスル
フアマト、ビス（トリブチルスズ）マレアート、トリブチルス
ズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシラ
ート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズナフテ
ナート）又はトリブチルスズ一・二・三・四 a・四 b・五・
六・十・十 a―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四 a―ジメ
チル―一―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物
の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）の取扱事業者が環境
の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次
のように定めたので、告示する。

なお、平成二年厚生省・通商産業省告示第十号は平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

本指針は、第二種特定化学物質であるトリブチルスズ二甲タクリレート、ビス(トリブチルスズ)二甲マレート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)二、三ジブプロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズラウレート、ビス(トリブチルスズ)二甲タレート、アルキルアクリレート・メチル二甲タクリレート・トリブチルスズ二甲タクリレート共重合物(アルキルアクリレートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)、トリブチルスズスルファミート、ビス(トリブチルスズ)二甲レアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズナフテナート)又はトリブチルスズ1、2、3、4、4a、4b、5、6、10、10a―デカヒドロ7―イソプロピル―1、4a―ジメチル―1―フエナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)(以下「トリブチルスズ化合物」という。))による環境の汚染を防止するため、トリブチルスズ化合物の製造の事業を営む者、業としてトリブチルスズ化合物又は同法施行令第五条に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているもの(以下「トリブチルスズ化合物等」という。))を使用する者その他の業としてトリブチルスズ化合物等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリブチルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

本指針は、第二種特定化学物質であるトリブチルスズ二甲タクリレート、ビス(トリブチルスズ)二甲マレート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)二、三ジブプロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズラウレート、ビス(トリブチルスズ)二甲タレート、アルキルアクリレート・メチル二甲タクリレート・トリブチルスズ二甲タクリレート共重合物(アルキルアクリレートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)、トリブチルスズスルファミート、ビス(トリブチルスズ)二甲レアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズナフテナート)又はトリブチルスズ1、2、3、4、4a、4b、5、6、10、10a―デカヒドロ7―イソプロピル―1、4a―ジメチル―1―フエナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)(以下「トリブチルスズ化合物」という。))による環境の汚染を防止するため、トリブチルスズ化合物の製造の事業を営む者、業としてトリブチルスズ化合物を使用する者その他の業としてトリブチルスズ化合物を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリブチルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

1. トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1. 1 各施設・場所に共通する事項について

(一) 床面は、トリブチルスズ化合物等の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置をとること。

(二) 必要な場合には、取り扱うトリブチルスズ化合物等の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリブチルスズ化合物等の流出を防止する措置をとること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えて、トリブチルスズ化合物と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

(三) 施設(配管等を含む。)は、地上に設置すること。やむを得ず、地下に設置する場合には、地下ピット(床面及び壁面はトリブチルスズ化合物等の浸透が防止できるコンクリート等の材質とすること。)内に置くこと。

1. 2 貯蔵施設・場所に関する事項について

石油缶等の容器を用いてトリブチルスズ化合物等を貯蔵する場合は、次のことに留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

(1)・(2) (略)

1. 3 作業施設・場所に関する事項について

1. トリブチルスズ化合物を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1. 1 各施設・場所に共通する事項について

(一) 床面は、トリブチルスズ化合物の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置をとること。

(二) 必要な場合には、取り扱うトリブチルスズ化合物の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリブチルスズ化合物の流出を防止する措置をとること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えて、トリブチルスズ化合物と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

(三) 施設(配管等を含む。)は、地上に設置すること。やむを得ず、地下に設置する場合には、地下ピット(床面及び壁面はトリブチルスズ化合物の浸透が防止できるコンクリート等の材質とすること。)内に置くこと。

1. 2 貯蔵施設・場所に関する事項について

石油缶等の容器を用いてトリブチルスズ化合物を貯蔵する場合は、次のことに留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

(1)・(2) (略)

1. 3 作業施設・場所に関する事項について

粉体であるトリブチルスズ化合物等を取り扱う場合には、局所排気装置及び集じん装置を設置すること。

2. トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意して点検管理すること。

2. 1～2. 3 (略)

2. 4 作業場所の点検管理について

(一) 床面、受皿及び地下ピットへのトリブチルスズ化合物等の漏出の有無を点検管理すること。

(二) ためます、分離槽等へのトリブチルスズ化合物等の漏出の有無を点検管理すること。

(三) (略)

3. トリブチルスズ化合物等の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

3. 1 作業要領の策定等について

作業要領を3.2及び3.3を踏まえて策定し、作業中にはこれを遵守させること。

3. 2 移替作業について

(一) 液体であるトリブチルスズ化合物等を取り扱う場合には、適切に整備されたトリブチルスズ化合物等に適したポンプ又はサイホンを用いること。

(二) 移替作業は、トリブチルスズ化合物等を飛散又は流出させないように行うこと。特に粉体を取り扱う場合には、粉じんを発生させないように注意して取り扱うこと。

(三) 液面の高さ等に注意して、トリブチルスズ化合物等があふれることのないようにすること。

(四) (略)

粉体であるトリブチルスズ化合物等を取り扱う場合には、局所排気装置及び集じん装置を設置すること。

2. トリブチルスズ化合物を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意して点検管理すること。

2. 1～2. 3 (略)

2. 4 作業場所の点検管理について

(一) 床面、受皿及び地下ピットへのトリブチルスズ化合物の漏出の有無を点検管理すること。

(二) ためます、分離槽等へのトリブチルスズ化合物の漏出の有無を点検管理すること。

(三) (略)

3. トリブチルスズ化合物の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

3. 1 作業要領の策定等について

作業要領を3.2及び3.3を踏まえて策定し、作業中にはこれを遵守させること。

3. 2 移替作業について

(一) 液体であるトリブチルスズ化合物を取り扱う場合には、適切に整備されたトリブチルスズ化合物に適したポンプ又はサイホンを用いること。

(二) 移替作業は、トリブチルスズ化合物を飛散又は流出させないように行うこと。特に粉体を取り扱う場合には、粉じんを発生させないように注意して取り扱うこと。

(三) 液面の高さ等に注意して、トリブチルスズ化合物があふれることのないようにすること。

(四) (略)

(㉔) 万一、トリブチルスズ化合物等を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、移替作業に当たっては受皿等を用意すること。

3. 3 使用について

(㉒) トリブチルスズ化合物等を使用した製品を製造する場合は、トリブチルスズ化合物の含有率を極力抑制する等使用総量を可能な限り抑制すること。

(㉓) (略)

(㉑) トリブチルスズ化合物等を使用装置に充填する場合は、作業及び使用装置の作動を停止すること。

(㉒) トリブチルスズ化合物等を飛散又は漏出させないように注意して作業を行うとともに、作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等トリブチルスズ化合物等の飛散又は漏出を防止すること。

(㉔) 万一、トリブチルスズ化合物等を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。

4. トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を採ること。

取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、それらに含まれるトリブチルスズ化合物の濃度を把握し、異常が見い出された場合には、トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造、施設の点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

(㉔) 万一、トリブチルスズ化合物等を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、移替作業に当たっては受皿等を用意すること。

3. 3 使用について

(㉒) トリブチルスズ化合物等を使用した製品を製造する場合は、トリブチルスズ化合物の含有率を極力抑制する等使用総量を可能な限り抑制すること。

(㉓) (略)

(㉑) トリブチルスズ化合物を使用装置に充填する場合は、作業及び使用装置の作動を停止すること。

(㉒) トリブチルスズ化合物等を飛散又は漏出させないように注意して作業を行うとともに、作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等トリブチルスズ化合物等の飛散又は漏出を防止すること。

(㉔) 万一、トリブチルスズ化合物等を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。

4. トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を採ること。

取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、それらに含まれるトリブチルスズ化合物の濃度を把握し、異常が見い出された場合には、トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造、施設の点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

5. トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設からのトリブチルスズ化合物等の漏出又は飛散については、次の事項に留意して対処すること。

5. 1. 5. 2 (略)

5. トリブチルスズ化合物を取り扱う施設からのトリブチルスズ化合物の漏出又は飛散については、次の事項に留意して対処すること。

5. 1. 5. 2 (略)